

保護者様

(学年 組 氏名)

群馬県立沼田高等学校長

学校で予防すべき感染症と出席停止について

次の表にあげた病気にかかっている場合、他の児童生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により、病気が治るまで本人の出席を停止するように定められています。なお、感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

病気が治り、他に感染するおそれがなくなり登校する場合は、右の医師の「証明書」をいただいて学校に提出してください。

出席停止の期間の基準

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A (H5N1)であるものに限る） *感染症法に規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」は第1種の感染症とみなす	病気が治って、学校医等の許可があるまで
第2種	◎インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主に症状がとれてから2日を経過するまで
◎新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで	
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

- ◎上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。
- ◎群馬県では第3種「その他の感染症」については定めないとしています。よって、手足口病や伝染性紅斑、溶連菌感染症等は出席停止扱いになりません。
- ◎インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、「療養報告書」を使用してください。

主治医様

ご多用中恐れいりますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者にお渡しください。

証明書

(主治医→保護者→学校)

群馬県立沼田高等学校

学年 組 氏名

病名 ()

上記の者は 月 日 より出席停止となっていましたが、病気が治り、他に感染するおそれがなくなったので 月 日から出席してよいと考えます。

備考

令和 年 月 日

病院名

医師名